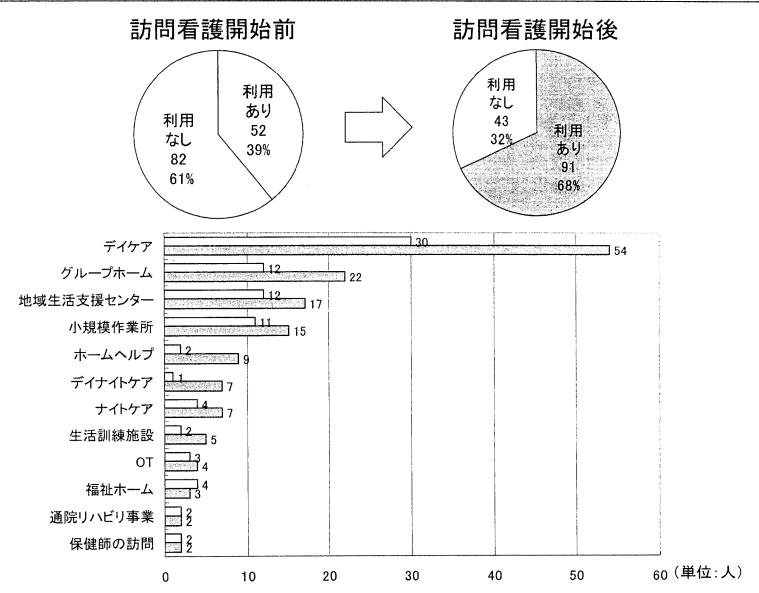
精神科訪問看護の実施状況

訪問看護ステーション利用者(495名)と医療機関の訪問看護利用者(345名)の訪問看護実施状況

| 一 | | | | |
|-------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|--|--|
| | 訪問看護ステーション | 医療機関 | | |
| 1ヵ月の訪問回数 | 5.6回 (SD=3.3) | 2.5回 (SD=1.8) | | |
| 片道移動時間 | 14.3分 (SD=9.3) | 22.8分 (SD=17.1) | | |
| 1回の訪問滞在時間 | 53.1分 (SD=17.4) | 44.4分 (SD=15.0) | | |
| 訪問開始からの年数 | 2.7年 (SD=2.7) | 4.2年 (SD=3.8) | | |
| 同行訪問の実施率(最近1ヵ月間) | 6.0% | 45.1% | | |
| 本人からの電話相談 | 25.1% | 15.7% | | |
| 家族からの電話相談 | 11.5% | 2.9% | | |
| デイケアの利用割合 | 21.8% | 30.4% | | |
| ホームヘルプ利用割合(異法人) | 34.5% | 19.4% | | |
| 他施設の訪問看護利用 | 3.2% | 0.6% | | |
| 主治医との情報共有方法 (最近1ヵ月間) | 電話 24.2% FAX 14.3% カンファレンス 7.7% | 電話 9.3% FAX 0% カンファレンス 14.2% | | |

社団法人全国訪問看護事業協会: H19年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業「精神障害者の地域生活支援を推進するための精神科訪問看護ケア技術の標準化と教育およびサービス提供体制のあり方の検討」, 主任研究者: 萱間真美.

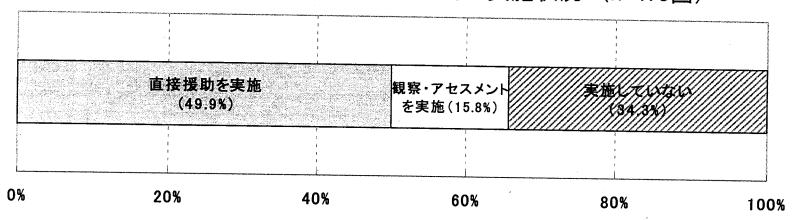
精神科訪問看護利用者の他の社会資源利用状況



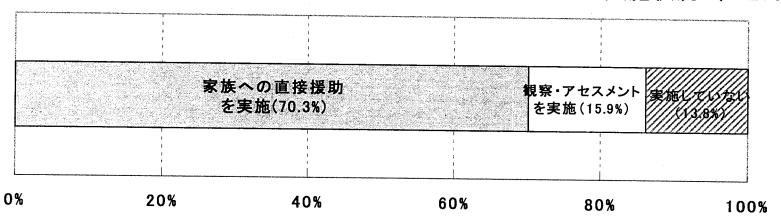
14 厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業 精神科看護における介入技術の明確化および評価に関する 研究, 主任研究者 萱間真美 (平成15年)

精神科訪問看護における家族援助の状況

「最近の一回の訪問時に行ったケア内容に関する調査結果」より 訪問看護ステーションからの家族援助の実施状況 (n=475回)



うち、家族が同居している利用者への訪問における家族援助の実施状況 (n=279回)



※観察・アセスメントは、家族と患者の関わり等の状態に関するもの。

社団法人全国訪問看護事業協会: H19年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業「精神障害者の地域生活支援を推進するための精神科訪問看護ケア技術の標準化と教育およびサービス提供体制のあり方の検討」, 主任研究者: 萱間真美.

精神科訪問看護における複数名訪問の状況

1)複数名訪問を実施している施設の割合

| | 訪問看護ステーション (N=1,105) | 医療機関 (N=148) |
|----------------|-------------------------|------------------|
| 複数名訪問を実施している施設 | 72施設 (6.5%) | 121施設 (81.8%) |

[※]訪問看護ステーション、医療機関ともに過去6ヵ月間の実施状況

2) 複数名訪問を実施している施設における複数名訪問の頻度

| · | 訪問看護ステーション | 医療機関 |
|--------------------|------------------|-------------------|
| 精神科訪問看護の延べ訪問回数(平均) | 424.8回 | 588.7回 |
| うち、複数名での延べ訪問回数(平均) | 81.3回 (19.1%) | 363.1回 (61.7%) |

※訪問看護ステーションは、過去6ヵ月間の訪問看護療養費 I 及び介護保険における訪問(複数)回数 ※医療機関は、過去6ヵ月間の精神科訪問・指導料 I における訪問(複数)回数

3)複数名訪問を行った利用者への訪問の回数及び職種について

①訪問看護ステーション(N=35)

| 総訪問回数(平均) | 5.30回/月 |
|---------------------|---------|
| 複数名による訪問回数(平均) | 2.72回/月 |
| 複数名の看護師での訪問(平均) | 2.16回/月 |
| 看護師とその他職員での訪問回数(平均) | 0.56回/月 |

②医療機関(N=411)

| 総訪問回 | 数(平均) | 3.78回/月 |
|------|---------------------------|---------|
| 複数 | 名による訪問回数(平均) | 3.04回/月 |
| | 複数名の看護師での訪問回数(平均) | 1.11回/月 |
| | 看護師と精神保健福祉士の訪問回数(平均) | 1.69回/月 |
| | 看護師と作業療法士又は理学療法士の訪問回数(平均) | 0.08回/月 |
| - | 看護師とその他職員での訪問回数(平均) | 0.04回/月 |

※複数名による訪問看護の利用者に関する、平成20年11月から平成21年1月までの3カ月間の状況

4) 複数名訪問が必要だった理由

| | 訪問看護ステーション | | 医療機関 | |
|--|------------|-------|------|-------|
| | 利用者数 | 割合 | 利用者数 | 割合 |
| 暴力・暴言・セクハラ等からのスタッフの安全確保が必要であったため | 16人 | 41.0% | 120人 | 29.2% |
| 病状が重篤、又は不安定で、多くのケアが必要だったため | 11人 | 28.2% | 118人 | 28.7% |
| 家族の精神的負担を軽減するためのサポートが必要だったため | 5人 | 12.8% | 123人 | 29.9% |
| 複数の看護師によるアセスメントが必要だったため | 16人 | 41.0% | 118人 | 28.7% |
| OT又はPTによるリハビリ、アセスメント、プログラムの見直しが必要だったため | 0人 | 0.0% | 21人 | 5.1% |
| 精神保健福祉士による相談、ソーシャルワークが必要だったため | 5人 | 12.8% | 223人 | 54.3% |
| 日常生活援助で多くのマンパワーが必要であったため | 6人 | 15.4% | 122人 | 29.7% |
| 利用者と家族に対して、別々のスタッフが担当し援助する必要があったため | 3人 | 7.7% | 70人 | 17.0% |
| 新しいスタッフとの顔つなぎのため | 11人 | 28.2% | 47人 | 11.4% |
| その他 | 4人 | 10.3% | 55人 | 13.4% |
| 無回答 | 2人 | 5.1% | 20人 | 4.9% |
| 総数 | 39人 | | 411人 | |

※訪問看護ステーションは、平成20年8月1日~平成21年1月31日までの6ヵ月間に、複数名訪問が必要となった対象者について ※医療機関は、平成21年1月26日~2月8日の2週間に、複数名訪問が必要となった対象者について

- 訪問看護ステーションでは、複数の看護者によるアセスメントの必要性や、スタッフの安全確保、病状が重いときの対応、 スタッフ交代の引き継ぎ等が理由としてあげられている。
- 医療機関では、相談・ソーシャルワークの必要性のほか、家族へのサポート、日常生活援助、スタッフの安全確保、病状が重いときの対応、複数によるアセスメントの必要性等が理由としてあげられている。

-1

平成21年度介護報酬改定に伴う関係省令の一部改正等について

- 3. 訪問系サービス
- (2)訪問看護
- ② 複数名訪問の評価 同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合に ついて評価を行う。

30分未満 254単位/回

複数名訪問加算(新規) ⇒

30分以上 402単位/回

※算定要件

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意 を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合

- ① 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

施行日 平成21年4月1日

訪問看護ステーションへの精神科訪問看護の実施に関するアンケート調査結果

1)精神科訪問看護を実施していない理由

精神疾患(認知症を除く)が主傷病の利用者への訪問を実施していない事業所の回答く複数回答>

| | 事業所数 | 割合 |
|--------------------------|------|--------|
| 精神科訪問看護の経験がある職員がいないため | 244 | 46.8% |
| 精神科訪問看護を担当できる職員がいないため | 161 | 30.9% |
| スタッフが不足しているため(上記項目以外) | 134 | 25.7% |
| 精神科訪問看護にスタッフが抵抗感を持っているため | 45 | 8.6% |
| その他(もともと依頼がない 等) | 242 | 46.4% |
| 総数 | 521 | 100.0% |

2)精神科訪問看護を行う上で困難なこと

(精神科訪問看護実施の有無別) <複数回答>

| | 件数 | | 件数 | | 割合 | |
|---------------------------------------|-----|-----|-------|-------|----|--|
| | 実施 | 未実施 | 実施 | 未実施 | | |
| 主治医との連携がうまくできない | 151 | 88 | 28.7% | 15.5% | | |
| 病状悪化時の受け入れ先が確保できない | 169 | 118 | 32.1% | 20.7% | | |
| 精神科訪問看護の経験豊富なスタッフが少ない | 308 | 304 | 58.4% | 53.4% | | |
| アドバイスがタイムリーに受けられない | 191 | 117 | 36.2% | 20.6% | | |
| 地域の社会資源(精神障害者社会復帰施設等)との ネットワークが少ない | 246 | 154 | 46.7% | 27.1% | | |
| その他 | 77 | 27 | 14.6% | 4.7% | | |
| 精神科訪問看護を実施したことがないので分からない | 48 | 302 | 9.1% | 53.1% | | |
| 総数 | 527 | 569 | | | | |

3)精神科訪問看護を実施するために必要なサポート(複数回答)

| | 精神科訪問看護 実施あり (n=674) | 精神科訪問看護 実施なし (n=981) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 研修等の開催 | 523/674 (77. 6%) | 699/981 (71.3%) |
| コンサルテーション | 218/674 (32. 3%) | 318/981 (32. 4%) |
| 相談窓口の設置 | 319/674 (47. 3%) | 460/981 (46. 9%) |
| その他 | 68/674 (10. 1%) | 52/981 (5. 3%) |

合計(N=1664施設)

精神科訪問看護等の研修状況(平成19年度)

〇日本訪問看護振興財団 〇社団法人全国訪問看護事業協会 〇都道府県看護協会・ナースセンター (46都道府県) ※人数は各研修会定員枠の合計 合計 2,410名 般 〇日本訪問看護振興財団 〇社団法人全国訪問看護事業協会 精神 〇社団法人日本精神科看護技術協会 〇社団法人日本精神科看護技術協会 科 220名 合計 750名

初任者(養成)教育

現任者教育

現状及び課題

現状及び課題と検討の方向

- 〇 精神科訪問看護では、症状安定・改善のためのケア、服薬・通院継続のための関わり等により、地域 生活の継続に効果がみられている。
- 精神科訪問看護については、近年、実施事業所数や件数が伸びており、さらに急性増悪時の対応や 退院時の支援を図るための診療報酬の改定等が行われている。
- 訪問看護ステーションの約半数で、精神疾患を主傷病とする利用者への訪問が実施されておらず、 従事者の経験の不足や地域資源とのネットワークの不足等が課題となっている。また、医療機関から の訪問看護ステーションへの依頼がないという意見もあり、医療機関への訪問看護の活用についての 周知も課題である。
- 精神障害者を対象とした訪問看護においては、
 - ・家族支援を行う必要性が高い
 - ・医療サービスに併せて社会資源の活用を調整する必要がある

など、多様な二一ズに応じることが求められる。

○ また、これらに加え、病状によりスタッフの安全確保や、十分なケア、アセスメントを実施するため、 複数名での訪問が必要であるとの意見がある。

検討の方向

- 精神障害者の地域生活を支える適切な医療を確保する観点から、医療機関による精神科訪問看護の充実に加え、地域を拠点として普及している訪問看護ステーションの活用を図りながら、精神科訪問看護の一層の普及を図るべきではないか。そのため、従事者の研修等を進めるとともに、医療機関において訪問看護が一層活用されるよう周知や、訪問看護ステーションとの連携等を促すべきではないか。
- 症状が不安定であり、多様な生活支援を要する精神障害者の特性に対応できるよう、訪問看護の機能の充実を図るべきではないか。特に、福祉サービス等の利用との連絡調整や、病状不安定な対象者への訪問看護が効果的に行われるよう体制の強化を図るべきではないか。